

熊本県バドミントン協会専門委員会規程

(目的)

第1条 本規程は熊本県バドミントン協会規約第七章第21条により、この会に委員会として総務、審判、競技力向上の3委員会をおく。

(構成)

第2条 各委員会は委員長1名、副委員長1名、委員若干名をもって組織する。
2 委員長には常任理事があたり、委員長、副委員長、委員は常任委員会で選出し、会長が委嘱する。

(任務)

第3条 委員長は、委員会を代表しその任務の遂行について責任を負う。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代理または代行する。委員はその委員会の常務を処理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、本会役員に準ずる。

(招集)

第5条 委員会は委員長がこれを招集する。

(報告)

第6条 委員長は会議録を作成し、常任理事会に報告しなければならない。

(役務)

第7条 各委員会は次の各項に関する事務を処理する。

(総務委員会)

1. 諸会議の準備及び議事録の作成、管理に関すること。
2. 行事・大会の実施・運営並びに記録に関すること。
3. 登録競技者の資格に関すること。
4. ランキングの決定及び記録の保存に関すること。
5. 広報活動に関すること。
6. 本協会規約、規程等の改廃に関すること。
7. その他の委員会に属しない一切の業務。

(審判委員会)

1. 各競技会の派遣審判員に関する事。
2. 審判員の指導・講習会に関する事。
3. 公認審判員の資格審査に関する事。
4. 審判技術の研究に関する事。

(競技力向上委員会)

1. バドミントン競技の指導、普及に関する事。
2. 選手の強化に関する事。
3. 指導者の資質の向上に関する事。

(その他)

第8条 この規程の改廃は常任理事会で決定する。

附 則

1. この規程は平成8年4月1日より施行する。
2. この規程の一部改正は、平成26年4月1日より施行する。